

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 <u>削除</u></p> <p>第三章～第七章 略</p> <p>第二章 <u>削除</u></p> <p>（避難施設の管理）</p> <p>第四十条 令別表第一に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。</p> <p>一 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。</p> <p>二 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第一に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。</p> <p>三 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するものは屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 <u>公衆の出入する場所等の指定（第二条）</u></p> <p>第三章～第七章 略</p> <p>第二章 <u>公衆の出入する場所等の指定</u></p> <p>（避難施設の管理）</p> <p>第四十条 令別表第一に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。</p> <p>一 <u>避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物件を放置しないこと。</u></p> <p>二 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。</p> <p>三 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第一に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。</p> <p>四 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するものは屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる</p>

構造であるものにあつては、この限りでない。

(防火設備の管理)

第四十一条 令別表第一に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

(罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三略

構造であるものにあつては、この限りでない。

(防火設備の管理)

第四十一条 令別表第一に掲げる防火対象物の防火設備は、次の各号に定めるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

一 随時閉鎖又は作動することができるよう、その機能を有効に保持し、かつ、その直近には閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。

二 防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。

(罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 三略